

分科会 1 - 1 テーマ「観光利用のルール・制度について」

発表者

小笠原地区：小笠原村産業観光課 杉本 重治

屋久島地区：(株)メッツ研究所（支援機関） 角田 理江

富士山北麓地区：山梨県観光部観光資源課 川元 修

コメンテーター：(株)ピッキオワイルドライフリサーチセンター 代表取締役社長 南 正人

進行：(財)日本交通公社 市場調査室長 寺崎 竜雄

寺崎：

- ・ 難しいテーマによく集まったと思う。ここでは、エコツーリズム推進において形あるものとしてはルールや制度があるわけだが、実はこれがエコツーリズムの一番大きな特徴かもしれない。持続的であるためにはここは重要なポイントである。しかし、地元では利害関係があり対立がおきている。大きな声でいえないこともあると思うがぜひ今日はそんなことをひきだしたいと思っている。
- ・ 小笠原では真摯に取り組みが進んでいる。では発表をお願いします。

杉本：

- ・ 小笠原には自然観察に関する10のルールやガイドラインがある。観光利用に関しては小笠原ホエールウォッチング協会自主ルールをはじめとして8つルールがある。
- ・ 観光利用の論点1としては、小笠原エコツーリズムはルールづくりからはじまったということである。1988年にホエールウォッチングの事業化をした際に、協会で自主ルールを作ったのがはじまりである。ホエールウォッチングルールというのは、鯨を観察する際のルールを定めたものである。
- ・ 観光利用の論点2としては、何故ルール制定を小笠原は必要としているのかという点である。小笠原には守るべき多くの貴重な動植物があり、新しいツアーへの対応も必要で、またルールの整理と調整が必要でもあるということができる。
- ・ 観光利用の論点3としては、自主ルールと要綱によるルールがあるが、小笠原ではホエールウォッチングルールなどの自主ルールがほとんどである。自主ルールとは当事者が決めるもので、守るのは当事者次第である。一方小笠原には東京都が定めた南島および母島石門一帯の適正利用のルールなどの行政機関が定めるルールもある。これは当事者が決めないので反発があるが、制度がしっかり作られているという側面もある。例えば東京都が認定したガイドがいなければ立ち入ることができないというのが最大のポイントになっている。その他、南島では、利用ルートを設定したり、最大利用時間は2時間まで、1日あたりの利用者は100人まで、1ガイドあたりの利用者は15人まで、と定められている。また、母島石門利用ルールでは、利用ルートの設定、1日あたりの利

用者は50人まで、1ガイドあたりの利用者は5人まで、などと定められている。

- ・ 観光利用に関する論点4としては、小笠原に会う制度とは何かということである。包括したような制度がまだ確立されていないということもあり、ガイド制度とあわせた仕組みが必要であるといえる。まずガイドの質を保証するものでなければならぬ。制度を運営する組織はプロモーション力も必要になる。そして、その制度は入場の許認可とするもので、これは既に東京都ガイド認定制度で導入されている。これは公平なものでなければならぬと考えるが、現在は先着順になっており、問題となっている。そして制度は安全性を確保するためのものでなくてはならない。これは将来的に進めていきたい。

寺崎

小笠原にはガイドさんが何人いるのか。東京都認定ガイドは何人いるのか。何かハードルはあるのか。そして自主ルールをどうやって決めたのか。

杉本

- ・ 小笠原には海のガイドと陸のガイドがいる。専業で行っている事業者やガイドは100人ぐらいいる。東京都の認定ガイドは200人で、6日間の講習があった。更新は2年間となっている。村の住民は2400人であり、認定ガイド皆が専業ではない。

佐藤（小笠原ホエールウォッチング協会）：

- ・ 事業化するにあたり皆でハワイに視察に行ったのがきっかけになった。実際ハワイに見習って作ったもので、商売する前に決めたのがすんなりいった理由だと思う。苦労話がないわけではない。まあまあとってまきこんでいった。昔から比べると近くでも見ることができるようになっており、運用はうまくいっていると思う。2～3人守らない人もいたことは事実である。

寺崎：

- ・ 急速に広がって今悩んでいる屋久島の発表をお願いします。

角田

- ・ 屋久島では、以前から山の案内人としてガイドは存在していた。1990年頃からエコツアーガイドが登場し、現在は約130人まで増えている。ガイド業で2億円売り上げがあり、地域への経済波及効果は上がっている。
- ・ 31万人の入込みがあり、その中では山岳部へのツアーが特徴となっている。また時期もGWなどに集中する傾向がある。利用が集中することにより、自然環境への影響がでてきているということ、そして屋久島は山岳だけではないのもっと他の魅力を見せていかなければならない、料金とサービス内容をどう考えていくのか、ガイドと地元の人との接点をどう作っていくのかなどが問題として考えられる。
- ・ 課題としては、ガイドの行動が把握できていないということで、その対策としては、県が「屋久島山岳協議会」を設置してその問題にはとりくんでいる。またガイドが重要であることをアピールするとともに、制度化を行いルールにのっとったガイドを増加させ持続的に続けていくような取り組みを進めている。今回エコツーリズム推進協議会を関

係の 16 団体でたちあげ、そのような合意形成を図っているところである。

川元：

- ・ 青木ヶ原樹海のガイドラインは平成 15 年後半から検討を行い、実際は数ヶ月という駆け足で策定施行まで行ったものである。山梨県が策定主体とのイメージがあるかもしれないが、あくまでも事業者や有識者、関係行政機関の合意のもとに作ったものであり、自主的に守って遵守するルールである。
- ・ 青木ヶ原樹海は、864 年長尾山噴火による溶岩流の上に広がる約 3000 h a の原生林であり、エリア内には溶岩洞穴や溶岩樹型など特異な火山地形が多数分布している。表土は 3 c m で、人が入ると踏みつけによって簡単に流れてしまう非常に脆弱な自然環境である。
- ・ エコツアーの実施は、10 年前からで、現在は 14 以上もの事業者が活動するようになった。利用者の 9 割以上が学校団体で、また 4~6 月で 6~7 割を占めている特異な状況である。
- ・ 多数の人間の立ち入りによって、環境リスクが顕在化している。踏圧(踏みつけ)による局所的な植生の損傷、これに伴う景観の悪化や、溶岩洞穴周辺の生物多様性の低下、動物の繁殖期における多数の人間の立ち入りによる生態系の攪乱、一部の不心得によるマーキング、たき火、樹木の伐採、ゴミの投棄、落書き等である。たき火の跡は、大学の探検部や学校の先生など、エコツアーだけでないのも事実である。
- ・ 策定の趣旨は、富士山青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を将来にわたって保全し、エコツーリズム資源としてもその適正かつ持続的な利用を図るとともに、質の高いエコツアーの実施及びエコツーリズムを推進するため、エコツアー事業者やガイド、エコツアー参加者が守るべき「ルール」を定めることである。
- ・ 策定においては、策定検討会を 3 回実施した。現地調査も 3 回行い、問題となった点などを確認しあい、合意形成を図った。
- ・ 策定上の留意点としては、まず抽象的なわかりづらい表現は極力避けて解釈上の余地を残さないようにした。守らなければ意味がないので実効性の確保ができるようにした。また、エコツアーではない人たちへのガイドラインをどうするかという時に、やはり守るような体制にどうもっていくのかを考慮した内容となっている。そしてフォローアップの仕組みづくりをどうするのかを検討し、3 年間使わないとし、その間にモニタリングシステムを構築するという方向性を打ち出している。実際 N A C S J などに忠実に従って考えれば 10 年はかかってしまうものだが、そこまではしないと判断した。

角田

- ・ 適正な保全と利用を図るためには、仕組みを導入して、適正に運用していくための幅広い関係者が加わった機関の設立が必要となる。それがエコツーリズム推進協議会の枠組みである。現在 12 名のガイドと行政が集まった作業部会で、ガイドの認定登録制度の

検討会を行っている。

- ・ 成果としては、始めてそのような機会をもてたことであろう。ガイド制度を認定にするのか、登録にするのか、理解してくれるガイドを増やす為には幅広く募れる自主的ルールがよいが、一方で強制力をもったものにしたいというガイドの声があることも事実である。

日高（屋久島環境文化財団）

- ・ 10回検討会を行ってきたが、ガイドの中には、島外と島内、自然保護の思想の違い、派閥争いといった対立軸が3つはあり、検討会では1回1つの合意ができればよいほうである。今回のことで行政が勉強するようになったといえる。ようやく10回目でガイドが集まって提案という形をとれるところまで来た。先ほど山梨県の川元さんの発表にあった「解決上の余地を残さない」という内容でなんとか固めたい。

寺崎：

- ・ ルールと制度の違いは、ルールは守るべき対象があって作られるもの、制度はルールプラス である。

南：

- ・ ペナルティの検討は必要と考える。資源は共有財産であり、ルールを守らない業者へはペナルティ含めたルール作りが必要である。わかりやすく実効性あるものにすることがまずは必要で、キャリングキャパシティの議論があるが、専門家が入ることがルールづくりには必要である。行政が勝手に決めたのではなくて、ある一定の科学的根拠をもとに論理をたてることで皆の納得が得られるようになる。
- ・ ガイド制度によってガイドの質があがるとは思っていない。自由競争にまかせればいいと思っている。安全性は目に見えない。いいかどうかの判断は消費者がすればよく、低いレベルのものでしかない。ガイドの「認定」ではなく、自然保護を守るということを最低限の要件にする「登録」制度といったことかと思う。

川元

- ・ 青木ヶ原樹海への入山許可申請は、もともと吉田林務部が行っていた。エコツアーという使用想定がなく入山許可のみ与えていた。それをルールを守るということを宣言した人しか入山許可しない、というようにしてガイドラインの遵守を図るようにした。
- ・ ルールの内容であるが、考え方としては、科学的知見などを根拠に保全すべきエリアを定めるか、ここしか使えないとするかの2つの方法があった。策定検討過程ではその対立軸が明確になった。その問題の焦点としては、胡洞の問題や溶岩洞窟の問題がある。溶岩洞窟は人気プログラムであるが、一方で安全管理上の問題があり利用可能な洞穴を決めることで解決した。こけの剥離の問題では、自然回復力の考え方の違いが顕著にでた。3年でよいとする人、10年たってもだめという人、さまざまである。そこでまず3年間利用しないでモニタリングしてみましよう、そして

その後今後のことを決めましょう、という解決方法にした。

- ・ 保全のルールは、あくまでも守るための仕組み作りであり、ガイドの質の担保は計れない。

寺崎：

- ・ 小笠原ではモニタリングはどのようにしているのか？

杉本：

- ・ 南島のルールは3月で2年になる。守らない例があり、ルールの遵守が問題になっている。1日100人としているが、常に監視できる場所ではない。特に混むGWなどは問題である。事前に割り振りを行ってチケット制にするなどの案がでたが、雨が降った場合の問題もあり、結局先着順となった。
- ・ 観光客にとっては優しくないルールと皆が思っているが、解決できないでいる。なぜ100人なのか、120人でも良いのではないか。使い方によって負荷を考えていくということで、2年モニタリング後見直しを図ることはありうることである。

寺崎

- ・ 利用者の反応はどうか

杉本

- ・ 実際いって見たが100人こえたから帰りましょう、ということもあり、参加者は非常に残念がっていた。

川元

- ・ ペナルティの問題であるが、どこが公表するのかで場合によっては訴訟問題になる。慎重に決める必要がある。自主的にガイド協議会へ持っていくのがよいか、あるいは最後は利用調整地区の運用にもっていきしかないと思う。
- ・ 経過措置であるが、6月25日策定で7月1日施行は早すぎるという声もあった。
- ・ 現在10名にあたり原則ガイド1名としたため、採算性が問題となっている。いくらが適切か、再度見直すチャンスになっている、
- ・ 青木ヶ原樹海は、自殺の名所というマイナスのイメージから、今はプラスのイメージへ転換し、シンボリックな存在として位置付けられるようになった。このような利用ルールが付加価値をあげたともいえる。

坂本（環境省自然環境局九州地区自然保護事務所）

- ・ キャリングキャパシティの話であるが、ニュージーランドのミルフォードトラックは1000人でも2000人でも問題ないと思われる場所であるが入山者を1日100人に制限している。日本は制限が少なすぎる。その点小笠原は素晴らしい。
- ・ 屋久島は自主ルールあるが守られていない。制度が必要なのか、制度はいらないのか。実は守らない業者がどうとうとエコツアー総覧に掲載されている現状がある。地元はこまっている。消費者判断させるシステムなどを整えていく必要がある。

村田（斜里町）

- ・ ルールを作ったあとの担保はあるのか、ルールを見直す機関があるのかないのか
杉本

- ・ 南島問題は、2年まずはモニタリングして、その後地元と協議していくことになっている。

佐藤

- ・ ルールがあり、消費者にどうやってそれをみせているのかを現場を一緒に歩きながら学んだ。これが一番早い方法である。
- ・ 消費者の判断であるが、最近は口コミ掲示板があり、戦略的に使っている。

南：いろんな考え方がある。必要性、気づき、遵守の話など。

寺崎：

- ・ 地域のブランディング、いかに対象者に伝えていくのか。地域の実情に応じたものが必要になる。